

歯科にかかる厚生労働大臣が定める揭示事項

保険外併用療養費に関する項目

【金属床による総義歯の提供】

・コバルトクロム床義歯	320,000円／1顎
・チタン床義歯	410,000円／1顎
・金合金床義歯	530,000円／1顎
・白金加金床義歯	460,000円／1顎

総義歯の材料として、金属を使用することにより、丈夫で割れにくく、薄く装着感の良い、熱伝導に優れて味がよくわかる義歯を製作することができます。

また、それらにかかる費用の一部が保険外併用療養費として保険給付されます。

歯科疾患管理料について

歯科疾患管理とは、継続的管理を必要とする歯科疾患を有する患者さんと協働し、口腔管理を行うことです。再発予防及び重症化予防についても評価します。

当院では、患者さんの生活習慣などを把握し、検査結果、治療の予定などの計画を作成し、治療が効果的に進むよう努めています。

医療安全管理対策・院内感染防止対策の取り組みについて

当院では、歯科医療に係る医療安全防止対策及び院内感染防止対策について、以下のとおり取り組んでいます。

- 医療安全対策に係る指針等の策定
- 医療安全対策に係る研修の受講、職員への研修の実施
- 安全で安心な歯科医療環境を提供するための装置、器具等の設置
- 緊急時に速やかに当院医科と連携をとり、適切な対応ができる体制の確保
- 院内感染対策に係る指針等の策定
- 院内感染対策に係る研修の受講、職員への研修の実施
- 口腔内で使用する歯科医療機器などに対する患者ごとの交換や専用の危機を用いた洗浄・滅菌処理を徹底する等の十分な感染対策の実施

歯科にかかる厚生労働大臣が定める揭示事項

当院が承認を受けている厚生労働大臣が定める施設基準

【初・再診料】

●地域歯科診療支援病院歯科初診料

口腔内で使用する歯科医療機器などについて、患者ごとの交換や専用の機器を用いた洗浄・滅菌処理を徹底するなど、十分な院内感染防止対策を講じています。

●歯科外来診療医療安全対策加算 2

医療安全対策に関する研修を受けた歯科医師及び医療安全管理を配置し、緊急時の対応及び医療安全について、十分な体制を整備しています。

●歯科外来診療感染対策加算 3

院内感染管理者を配置しており、院内感染防止対策について、十分な体制を整備しています。

●歯科診療特別対応連携加算

【特掲診療科に関する項目】

●歯科治療時医療管理料

全身状態の管理を行うにつき、十分な装置・器具等を有し、常勤歯科医師、歯科衛生士により全身的管理のもとで歯科治療を行っています。

●歯科口腔リハビリテーション料 2

顎関節症の患者様に顎関節治療用装置を製作し、指導や訓練を行っています。

●CAD／CAM冠

コンピューター支援設計・製造ユニット（CAD／CAM）を用いて、小白歯の冠を作成し、補綴治療を行っています。

●クラウン・ブリッジ維持管理料

当院で作成した歯冠補綴物やブリッジについて、装着した日から2年間の維持管理を行っています。

●歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）